

## 今後の保健・医療提供体制構築方針（案）

### ①陽性判明から療養先決定までの対応

#### ◇今夏の感染拡大時における対応についての分析・課題

- 今夏の感染拡大時における1日当たりの新規陽性者数は、最大で595人と、第4波時の727人より低い波で抑えることができたため、第4波において整備した保健所体制の強化などにより、すべての感染者に陽性判明当日又はその翌日に最初の連絡を入れることができた。
- 各保健所管内において、重症者や重症化リスクが高い方に確実に医療が提供できるよう、平時から医師の判断に基づき、軽症や無症状の方は宿泊療養や自宅での療養を併用して療養先の決定を行うことについて、地域の医師会等の関係団体や医療機関と協議し、共通理解を得ることなどにより、症状が悪化した方への入院調整は、比較的スムーズに進められた。
- 第5波では、入院医療機関の病床増加に加えて、ワクチン接種が進み、高齢者の感染が減少したことにより、入院医療体制の負荷が抑えられたことや、保健所において、業務ごとに班体制を構築した全所的な体制強化のほか、他部署からの応援職員や会計年度任用職員の増員等により、感染拡大時の保健所体制が確立されつつあり、第4波に比べ、疫学調査を速やかに実施することができた。
- 更なる感染拡大を見据え、患者の探知から療養先決定、疫学調査開始までの期間を維持していく必要がある。
- 中和抗体薬治療を踏まえた短期入院や外来診療等の療養先調整について、更に促進していく必要がある。

#### ◇今後の方針のポイント

- 感染拡大時の保健所業務の役割分担の徹底を図るとともに、感染動向に応じ、柔軟かつ機動的に保健所体制の拡充を行うほか、引き続き、保健所向けの会議や研修を実施し、対策の振り返りと今後の方向性を共有するなど、保健所職員の対応力の向上を図る。
- 保健所毎に、感染状況や医療体制の状況などについて、医師会等の関係団体や地域の医療機関と、今後も定期的に情報共有・意見交換を行うほか、協議の場を構築するなど、更なる連携を図っていく。
- 保健所において管内での入院調整が難しい場合は、道対策本部が広域入院調整として対応を行う。
- 中和抗体薬治療に対応する医療機関と、短期入院や外来診療等の療養先調整に関する検討を行い、効果的な入院調整を図る。

## ②健康観察・診療等の体制

◇今夏の感染拡大時における対応についての分析・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 感染拡大時には保健所職員のみではマンパワーが不足することから、これまで地域の感染状況に応じ、本庁や各振興局の他部署からの応援を得たほか、今夏の感染拡大時には、会計年度任用職員を大幅に増員したことで、保健所の体制強化及び役割分担が定着しつつある。</li> <li>○ 自宅療養者の健康観察にあたっては、療養者の症状や重症化のリスク因子により分類し、ハイリスク者については、専門職である保健師や看護師が、1日に複数回健康観察を行い、その結果を踏まえ、所内カンファレンスで検討の上、医療が必要と判断された方を早期に必要な医療に繋げている。</li> <li>○ 自宅療養者の増加に応じて、健康観察のため無償貸与しているパルスオキシメーターを順次追加整備している。</li> </ul>
◇今後の方針のポイント
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 更なる感染拡大を見据え、健康観察などの保健所業務に HER-SYS 等、システムの積極的な活用を進める。</li> <li>○ 保健所の機能が十分に発揮できるよう、保健所業務フロー（マニュアル）の改正や研修の実施、応援職員等を含めた役割分担の明確化を図る。</li> <li>○ 感染拡大の段階に応じた保健所体制強化の開始時期の目安を明確にする。</li> <li>○ 部内各課や関係部署とも連携しながら、保健所の通常業務の負担軽減（BCP）に係る検討を不断に行う。</li> <li>○ 健康観察については、当面保健所が中心となり実施するが、発生届受理後、速やかに健康観察が行えるよう、発生届の提出は HER-SYS を用いるよう医療機関へ協力依頼を行う。</li> <li>○ 診療・検査医療機関の拡大を見据え、引き続き、患者移送について、外部委託による保健所の業務軽減・効率化を進める。</li> </ul>

## ③自宅療養者等の治療体制

◇今夏の感染拡大時における対応についての分析・課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第4波時の経験を踏まえ、今夏の感染拡大時には、保健所毎に、医師会等の関係団体や地域の医療機関と協議を進め、地域の実情に応じた治療体制が確保されつつあり、また、中和抗体薬の投与体制も整備され、第5波においては、症状悪化が見込まれる患者などを必要な医療に繋ぐことができた。</li> <li>○ 中和抗体薬治療については、道においても医療機関による登録を促進するとともに、事前配置を国に要請するなどした上で、各医療機関による対応を中心として道内全域での投与体制を整備してきたほか、感染者の多い札幌圏においては、入院待機ステーションや臨時医療施設での対応も可能としてきたところ。</li> </ul>

- 自宅療養者への治療体制は、一定程度確保されつつあるが、更なる感染拡大を見据え、訪問診療やオンライン診療、外来診療等の体制や、訪問看護ステーションや薬局と連携する仕組みなど、地域の実情に即した医療提供体制の整備を更に進める必要がある。

#### ◇今後の方針のポイント

- 症状の悪化が疑われる場合は、状況に応じて入院調整を行うほか、地域の実情を踏まえ、訪問診療やオンライン診療、外来診療など確実に必要な医療に繋ぐことができるよう、引き続き、地域の医師会等の関係団体や医療機関と連携し、自宅療養者への治療体制の整備を進める。また、中和抗体薬治療については、道においても事前配置を国に要請するなどした上で、各医療機関による短期の入院での対応を中心として道内全域で投与体制を整備してきており、今後、地域の意見を踏まえ、外来等での投与体制についても整備を進める。
- 地域の感染状況や医療提供体制の状況について、保健所毎に、医師会等の関係団体や医療機関との定期的な情報共有、意見交換を行うほか、協議の場を構築するなど、更なる連携を図る。
- 自宅療養者への生活支援について、市町村と連携した支援体制の整備を進める。

### ④入院等の体制

#### ◇今夏の感染拡大時における対応についての分析・課題

- 今夏の感染拡大時にあたっては、8月18日以降、入院医療体制のフェーズを最大の3に引き上げ、1,994床の病床を確保。入院患者数が最大となったのは8月30日の989人、病床使用率は49.6%であった。(第4波 最大1,113人、61.5%)
- 高齢者へのワクチン接種が進む中、若い世代の入院が増加したが、高齢者層よりも入院期間が短く、第4波に比べて入院医療体制の負荷は抑えられていた。
- 第4波の際に札幌市内に入院待機ステーションを1カ所設置し、今夏7月下旬に更に1カ所の運用が行われたことも入院医療体制の負荷軽減に繋がった。
- ワクチン接種の進展による高齢者の感染や重症者の減、札幌市における感染拡大初期からの保健所体制強化などにより、一部の地域を除き、今夏は、第4波よりも低い波で抑えることができたため、第4波において整備した医療・療養体制を活用し、対応可能であった。

#### ◇今後の方針のポイント

- 一般医療との両立を図る観点から、現在の医療・療養体制を基本としつつ、病床ひっ迫時への備えとして、臨時医療施設に転用可能な宿泊療養施設の設置を行うことや、後方支援医療機関の確保、重症化リスクのある方への中和抗体薬の投与体制整備を進めるなど、病床の効率的な運用を図り、感染拡大時にあっても、入院を必要とする患者が確実に入院できる体制を整備する。また、地域の意見を踏まえ、補完すべき機能については、地域と協力しながら、その整備を進める。

- 限られた医療資源をより有効に活用するため、ワクチン接種の進展や、中和抗体薬・経口薬の普及を見据えた、外来診療や往診など入院外の治療体制の充実を図る。
- 確保病床を最大限に活用するため、重点医療機関やコロナ患者後方支援病院、後方支援医療機関といった役割分担を地域ごとに改めて行い、転退院調整を効果的に行えるよう地域内の情報共有を図る。
- 重点医療機関等からは、フェーズ毎の確保病床数・特に配慮が必要な患者の受入れ可否・フェーズに応じた確保病床への切り替えに必要な準備期間等を記載した書面の提出を受けており、今後も活用する。

### ⑤医療人材の確保・配置転換を行う仕組み

#### ◇今夏の感染拡大時における対応についての分析・課題

- 医療機関や社会福祉施設等の集団感染事例発生時に感染管理指導等を行う感染症の専門家を派遣するほか、感染拡大時に保健所保健師等専門職が不足した場合に備えた、潜在保健師などの専門職を登録する人材バンクを設置した。
- 国の緊急包括支援交付金を活用し、医療機関や社会福祉施設等で感染拡大した際に、他の医療機関等に医療従事者（医師・看護師等）の応援派遣を要請し、派遣に要する経費を道が負担する事業を実施した。
- 宿泊療養施設において、健康観察業務に従事する看護師を円滑に確保し、施設の安定的な運営に資するため、「新型コロナウイルス感染症対策協力看護師登録制度」を創設した。

#### ◇今後の方針のポイント

- 医療人材の確保や、応援派遣を行う体制を今後も確保するとともに、制度・事業の周知に努める。
- 感染拡大により、札幌圏において確保している宿泊療養施設を臨時医療施設化する場合や、各地域において、一般医療を制限し更なる病床確保を図る必要が生じた場合などには、10月19日付けの国通知に基づき、独立行政法人国立病院機構や独立行政法人地域医療機能推進機構などの公的病院に対して協力を求める。